

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定規程

第1章 総則

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟定款第5条第1項第2号の規定に基づき、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟(以下「全国ラジオ体操連盟」という。)が公認するラジオ体操・みんなの体操指導者(以下「ラジオ体操指導士等」という。)について、その資格を認定し、資質の向上を図るために必要な事項を定める。

第2条 この規程は、ラジオ体操指導士等の認定により、ラジオ体操・みんなの体操(以下「ラジオ体操等」という。)の健全な普及発展を図り、国民の健康の維持増進に資することを目標とする。

第3条 この規程でいう認定とは、ラジオ体操指導士等の資格を得ようとする者(以下「受験者」という。)を審査して合否を決め、合格者が所定の手続を経て登録されるまでを総称する。

第4条 この規程で認定するラジオ体操指導士等は、次の1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員とする。

(1) 1級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の優れた技能と指導力を持って従来から継続的に普及推進活動に当たり、多方面にわたる活動を行いつつ高い実績を有し、原則として全国地域を対象に普及推進活動ができる者

(2) 2級ラジオ体操指導士

ラジオ体操等の優れた技能を持って従来から継続的に普及推進活動に当たり、かつ高い実績を有し、原則として都道府県内を対象に普及推進活動ができる者

(3) ラジオ体操指導員

ラジオ体操等の技能を有し、原則として居住している近隣地域を対象に普及推進活動ができる者

第2章 認定委員会及び認定委員

第5条 この認定を実施するために、認定委員会を設ける。

第6条 認定委員会は、第14条に定める指導委員及び指導委員経験者の中から全国ラジオ体操連盟会長が委嘱する4名以上10名以内の委員により構成する。

- 2 委員のうち1名を委員長とし、認定委員会において互選する。
- 3 認定委員会は、ラジオ体操指導士等の受験者を審査する。

第7条 認定委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第3章 認定のための審査

第8条 受験者は、別に定める資格認定試験申込書等を第6条に係る認定委員会に提出し認定のための審査を受けるものとする。

第9条 認定のための審査は、別に定めるところにより全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定基準に基づき行うものとする。

第10条 認定のための審査は、年1回以上行う。

第4章 認定のための審査を受ける者の要件

第11条 認定のための審査を受けることができる者は、前年度末に満年齢18歳以上で次の要件を満たす者とする。

- (1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者をいう。）でないこと
- (2) 1級ラジオ体操指導士の受験者は、受験の申込時において既に2級ラジオ体操指導士の資格を取得し、ラジオ体操等の指導、普及推進活動を行っている者
- (3) 2級ラジオ体操指導士の受験者は、受験の申込時において既にラジオ体操指導員の資格を取得し、ラジオ体操等の普及推進活動を行っている者
- (4) ラジオ体操指導員の資格認定を申請する受験者は、全国ラジオ体操連盟公認のラジオ体操等指導者講習会（全国ラジオ体操連盟が主催する春季・秋季指導者講習会・オンライン指導者講習会のほか、全国ラジオ体操連盟の指導委員を講師とする1時間半程度のラジオ体操・みんなの体操指導者講習会（オンラインによるものを含む。）で、事前に全国ラジオ体操連盟が公認したものをいう。以下同じ）を修了後1か月以内に申請し資格を得るとともに、ラジオ体操等の普及推進について高い関心と意欲を持っている者
- (5) ラジオ体操ジュニア・リーダー（全国ラジオ体操連盟公認のラジオ体操等指導者講習会を修了した児童・生徒（小学5年生以上の児童、中学生及び高校生をいう。））で、満年齢18歳に達した年度以降に認定を希望する者

第5章 認定の登録等

第 12 条 全国ラジオ体操連盟は、ラジオ体操指導士等の認定のための審査に合格した者で別に定める登録の手続をした者について、1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導員又はラジオ体操指導員として認定し、登録するとともに、認定証及びバッジを交付する。

2 登録内容に変更があった場合は、速やかに全国ラジオ体操連盟ホームページ内「お問合せ」又は電話にて、登録内容変更の申請を行うこととする。

第 13 条 全国ラジオ体操連盟は、1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導員及びラジオ体操指導員が次の事項に該当するときは、認定委員会に諮って認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第 11 条に定める認定のための審査を受ける者の要件に過誤又は不正が認められたとき
- (3) 全国ラジオ体操連盟の普及活動に関する業務を阻害し、又は事実を捏造して宣伝流布するなどの行為により、全国ラジオ体操連盟の名誉、信用を傷つけ、全国ラジオ体操連盟の普及活動に支障をきたしたとき

第 6 章 指導委員

第 14 条 ラジオ体操等の健全な普及を図るため、全国ラジオ体操連盟に指導委員を置く。

- 2 指導委員は、NHKテレビ・ラジオ体操指導者及びアシスタント、元同指導者及びアシスタント並びに有識者の中から全国ラジオ体操連盟会長が委嘱する。
- 3 指導委員は、全国ラジオ体操連盟の依頼によりラジオ体操指導士等の育成・資質の向上等の指導を担う。

第 15 条 指導委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第 7 章 普及推進委員

第 16 条 ラジオ体操等の普及推進を図るため、全国ラジオ体操連盟に普及推進委員を置く。

- 2 普及推進委員は、全国ラジオ体操連盟の目標に理解のある者の中から全国ラジオ体操連盟会長が委嘱する。
- 3 普及推進委員は、全国ラジオ体操連盟の依頼によりラジオ体操指導士等との連絡調整を担うとともに、ラジオ体操等の普及推進を担う。

第 17 条 普及推進委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第8章 雜則

第18条 この規程における実施細則については、別に定める。

附 則

第1条 この規程は、2012年6月1日から施行する。

第2条 この規程の定めは、2012年度に実施する資格認定から適用する。

附 則

第1条 この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、2023年4月1日から施行する。